

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 7 年 6 月 2 日現在

機関番号：12701

研究種目：若手研究

研究期間：2021～2024

課題番号：21K14315

研究課題名（和文）持続可能なコンパクト化に向けた都市の空間計画の連携・統合システムの構築

研究課題名（英文）A Study on Cooperation and Integration system of Urban space planning for Sustainable compactification

研究代表者

尹 莊植（YOON, JANGSHIK）

横浜国立大学・大学院都市イノベーション研究院・准教授

研究者番号：80803832

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、立地適正化計画策定を機に取り組んできた様々な空間計画との連携・調整における実際の経験をもとに、持続可能なコンパクト化に向けた都市の空間計画の連携・統合システムの提示が目的である。

立地適正化計画の誘導区域についてGIS分析から用途地域との関係を把握した上で、全国アンケート調査から立地適正化計画策定後の都市計画マスタープラン及び土地利用規制の動きとして、まだ積極的な連携までは至っていない自治体が多いことが確認できた。一方、都市計画MPの見直しによる空間計画間の連携や、郊外における商業施設及び居住の立地制限を強化する特定用途制限地域の活用・見直しなど、都市構造再編に向けた工夫が確認できた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果により、立地適正化計画策定後の既存都市計画の動きの詳細が明らかになった。具体的には、多くの自治体において立地適正化計画と既存都市計画との連携は消極的であり、集約型都市構造の形成に向けた空間計画の連携において課題が確認できた。一方、都市計画MPの改正において立地適正化計画の内容を多く反映している自治体や、特別用途誘導地区や特定用途地区、特定用途制限地域など、特定の都市機能の誘導や制限を目的に土地利用規制の活用の詳細も確認でき、今後の都市の持続可能なコンパクト化を実効的に進めるための対応において示唆を有していると考えられる。

研究成果の概要（英文）：This study aims to propose an integrated spatial planning framework to support sustainable urban compaction, based on practical experiences in coordinating various spatial planning initiatives prompted by the development of Location Optimization Plans.

A GIS analysis was conducted to examine the relationship between designated guidance areas in the Location Optimization Plans and existing zoning classifications. In addition, a nationwide survey was used to investigate changes in city master plans and land-use regulations following the adoption of these plans. The findings indicate that active coordination among spatial plans remains limited in many municipalities. However, several efforts toward urban restructuring were identified. These include revisions to urban master plans to enhance coordination among spatial plans, and the use or revision of Specific Use Restriction Districts to strengthen regulations on commercial and residential development in suburban areas.

研究分野：都市計画

キーワード：立地適正化計画 都市計画マスタープラン 土地利用規制 用途地域 見直し

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

人口減少等の背景から都市構造の再構築を目的とする「立地適正化計画(以下、立適計画)」が制度創設から6年を経過し、全国各地で計画策定が急速に増えている。しかし、制度普及の面からは肯定的に捉えられるものの、既存都市計画との二層的な関係により計画の実現は簡単ではなく、持続可能なコンパクト化の有効なツールとして活用するためには既存都市計画との関係が極めて重要である。

筆者はこれまで立適計画と既存都市計画との関係に注目し、都市のビジョンとなる都市計画マスタープラン(都市MP)の将来都市構造がどのように変化されたか、自治体がどのような目的で策定し、どのような課題と工夫があったのか、そして、誘導区域外への独自の取り組みはどのようなものかを明らかにした。

しかし、立適計画策定を契機に、多くの都市で全面改定時期となる都市MPや土地利用計画等の既存都市計画に、立適計画に示した新しい将来ビジョンの実現に向け、計画間の連携・調整が求められる。また、一部の都市では立適計画の策定から5年が経過することとなり、これまでの取り組みを踏まえて立適計画を見直す時期となっている。

そこで、これらの動き・試行錯誤を踏まえ、今後、都市の持続可能なコンパクト化を実効的に進めるためには、立適計画と既存都市計画等の都市の空間計画の連携・調整実態から、それらをさらに連携・統合できる具体的なシステムを考える必要(図1)があり、調査研究を行う時期として適切である。

2. 研究の目的

本研究は都市の持続可能なコンパクト化を実効的に進めるために、都市の様々な空間計画を連携・統合できるシステムの構築が目的である。以下の研究を進めていく。

(1)立適計画策定から1年以上経過した326都市を対象に都市構造を示す都市MPへの反映状況や連携・調整実態を調査し、拠点の扱いを中心に都市構造再編に向けた計画間連携における具体的な課題と先進的な取り組みの実態を明らかにする。

(2)326都市を対象に、土地利用計画(主に、地域地区を中心に)と立適計画の誘導区域(都市機能誘導区域・居住誘導区域)との連携・調整実態を調査し、都市空間の面的な規制・緩和・誘導における計画連携と具体的な取り組みの実施実態を明らかにする。

(3)立適計画の見直し時期を迎える259都市を対象に、これまでの取り組みの評価と見直し内容を把握し、計画の実現状況と、連携および計画実現の課題・可能性を明らかにする。

(4)立適計画と都市MP、土地利用計画などとの連携・統合の可能性を考察した上で、持続可能なコンパクト化に向けた都市の空間計画の連携・統合システムの方向性を探る。

3. 研究の方法

(1)都市の空間計画の連携・統合システムの検討における論点を明確にするため、立地適正化計画策定から1年以上経過した自治体を対象にアンケート調査を実施し、立適計画と都市MP(拠点の扱い)・土地利用計画(面的な規制・緩和)との連携・調整実態に焦点を当てその内容と課題を整理した上で、先進事例を抽出し、その新たな取り組み内容を整理する。

(2)(1)の調査で整理した論点を基に先進事例の可能性を評価しつつ、各先進事例の詳細な実態調査(担当者ヒアリング・行政資料分析等)を行い、計画連携の課題と可能性は何かについて明らかにする。また、計画と実際状況を十分理解するために、積極的に現地調査を行う。

(3)立適計画の見直し時期を迎える259都市を対象にアンケート調査を実施し、立適計画の見直し内容を把握し、計画の実現状況と連携および計画実現の課題を把握する。

(4)以上の調査結果を踏まえ、立適計画の誘導区域をベースとする都市の空間計画の連携・統合の可能性と課題を分析しながら、その具体的なシステムの方向性を検討する。

4. 研究成果

(1)都市計画マスタープランとの連携について

【都市計画マスタープランの改定状況と改定目的】

まず、立適計画の策定・公表後の都市計画マスタープラン(以下、都市MP)の改定状況を見ると(図1)、「現在検討中」が全体の34.7%と最も多く、次に「立適計画の策定と同時期に改定済み」が25.7%、「まだ予定がない」が24.1%、「立適計画の策定後に改定済み」が15.1%と続いた。立適計画の策定後に都市MPを改定した都市(図1の)と、改定を検討中の都市(図1の)を合わせると、全体の5割弱となることから、計画の順序としては、立適計画策定後に都市MPの改定を行う都市が多くあることが分かる。また、立適計画の策定と同時期に都市MPを改定した都市(図1の)も含めると、全体の7割強となり、立適計画を策定・運用している多くの都市における都市MPの改定は、立適計画との関係・連携をどう考えるかを議論できるチャンスはあったのではないかと考える。

次に、都市MP改定の動きがあった都市(図1の)を対象に都市MPの改定目的について

確認したところ(図2)、「立適計画とは関係ない(定期的な改定など)」が全体の46.3%と最も多く、次に、「立適計画で示した将来都市構造(拠点・軸など)と整合を図るため」が40.4%、「立適計画の誘導区域を中心とした内容を追加するため」が16.0%と続いた。

立適計画策定後における都市MPの改定には、大まかに、立適計画の策定による影響としての改定と、立適計画とは関係ない定期的な改定の2つの傾向があることが確認できる。まず、前者の場合は、コンパクト・プラス・ネットワークのコンセプトのもとで考えた立適計画の将来都市構造を都市MPにも反映し、両計画の整合を図ろうとする都市(図2の)が最も多いことから、両計画の関係において将来都市構造の整合・共有が最も重要な関係と推察できる。しかし、立適計画の誘導区域を中心とした内容を追加しようとする都市(図2の)は、将来都市構造を都市MPに反映しようとした都市に比べると、その半分に満たない程度に留まっており、立適計画の重要なツールとなる誘導区域の内容を都市MPに反映しようとする動きは少し消極的であることがわかった。また、誘導区域に含まれなかった拠点や地域への取り組みを示すなど(図2の)、立適計画の補充のような対応・役割分担まで考える都市はさらに少なかった。

一方、後者の場合、ただの都市MPの定期的な改定においても立適計画の内容を考慮することも考えられるが、 のみを回答した都市が73(39.5%)存在することから、都市MPの一部とみなされる立適計画を策定してもその内容を都市MPに何らかの形で反映しようとする動きまでに至っていない都市が多いと読み取れる。ただ、立適計画の内容にもよるので一概には言えないが、都市機能誘導区域や居住誘導区域、誘導施設など、既存都市計画において新たに変わる・加わる要素があることを思うと、両計画の関係・連携の必要性の問題と、反映上の課題が存在するのではないかと推察できる。

【都市計画マスタープランの改定時の議論と反映上の課題】

アンケート調査から確認した都市MPの改定における主な議論内容のうち、立適計画関連の内容をまとめると、各都市における立適計画の位置付けと両計画の関係に関する議論が多く確認できた。具体的には、各都市の都市計画において立適計画はどのような位置付けなのか、両計画はどのような関係とすべきか、立適計画の内容を都市MPにどの程度整合させるべきかなどがみられた。その他は、居住誘導区域外の拠点の位置付けや市街化調整区域の土地利用など、立適計画の誘導区域に含まれなかった地域への内容について議論になった都市も見られた。

次に、立適計画を都市MPに反映する際の課題については、誘導区域外の地域の位置付けやその地域への取り組みなど、誘導区域外への対応を課題としている都市が最も多くみられた。また、立適計画の誘導方針と都市MPの土地利用方針の整合の難しさや、用途地域と誘導地域の違いをどう扱うかなど、既存都市計画との関係による整合の難しさに関する課題も多く指摘された。

(2) 土地利用規制との連携について

【用途地域の見直し状況】

アンケート調査に回答を得た245都市の結果から、立適計画策定後の用途地域の見直し状況を確認すると、「見直し済み」が29都市(11.8%)、「見直し検討中」が36都市(14.7%)となっており、用途地域見直しに関する動きは全体の26.5%に留まり、そこまで多くはない。ただ、用途地域見直し済みの都市の内訳をみると、居誘区域を限定的に設定したクラスター、都誘区域を限定的に設定したクラスターの都市が29都市の約9割を占めていることから、誘導区域を限定的に設定した都市の方が用途地域見直しにも積極的に取り組んでいると考えられる。

見直し済みの29都市の事例を見直し前の用途地域別でまとめると(表1)、見直し件数は第1種住居地域(以下、1住居地域)で27件(21.8%)と最も多く、次に工業地域で22件(17.7%)、準工業地域で17件(13.7%)、第1種低層住居専用地域(以下、1低専地域)で15件(12.1%)となっている。また、都市数でみると、見直し件数と同じく1住居地域が16都市(55.2%)と最も多く、工業地域が11都市(37.9%)、準工業地域が10都市(34.5%)、1低専地域と第1種中高層住居専用地域(以下、1中高地域)が同じく8都市(27.6%)となっており、商業系以外の用途地域での見直しが多く確認できた。さらに、その見直し件数の立地状況を見ると、都誘区域内での見直し件数が69件(全件数の50.0%)、居誘区域内の見直しが48件(全件数の34.8%)となっており、立地状況を踏まえた全体件数(138件)の84.8%を占め、立適計画策定後の用途

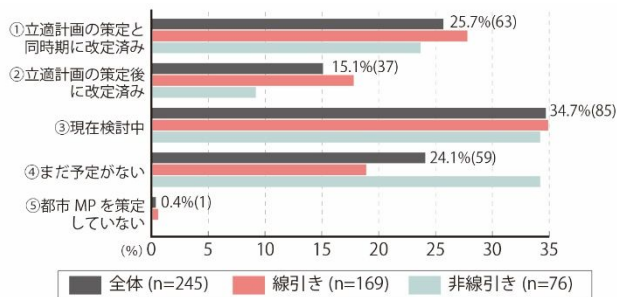


図1.立適計画作成後における都市MPの改定状況(n=245, SA)

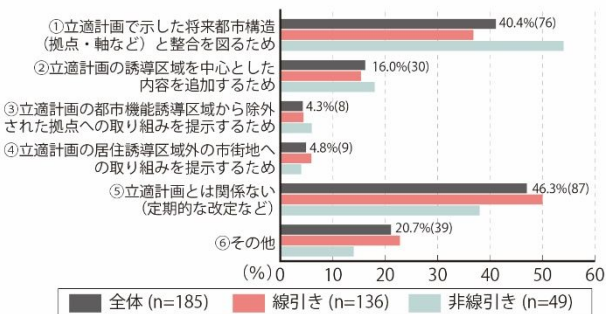


図2.都市MPの改定目的(n=185, MA)

地域見直しは、主に都誘区域内を中心に誘導区域内で行われていることが確認できた。

具体的に、用途地域種類の変更パターンでみると、最も多く活用された2住居地域(22件)の場合、1住居地域からの変更が7件と最も多く、1低専地域と1中高地域、工業地域からの変更が3件ずつみられ、居住環境の確保に向けた生活サービス機能が立地しやすい用途地域への変更と思われる。また、次に活用が多かった1住居地域(20件)の場合、工業地域からの変更が7件と最も多く、1低専地域からの変更が4件、1中高地域と準工業地域からの変更が3件ずつとなっており、居住環境の確保のための工業系用途地域からの変更と、厳しい用途制限・形態制限の緩和を目的とした住居専用系からの変更が主な内容とみられる。

なお、商業系の近商地域(18件)と商業地域(17件)の場合、大きく突出した変更パターンはみられないが、いずれも1住居地域と準工業地域からの変更が最も多く確認でき、基本的には都市機能の立地誘導を目的とした変更と思われる。

また、準工業地域(17件)の場合、1住居地域からの変更が6件と最も多く、工業地域から4件、1中高地域から3件となった。この住居系からの変更の場合、周辺の工業系用途地域が隣接していることから、現況を踏まえた土地利用の適正化が主な内容と思われる。また、1住居地域の6件中4件、1中高地域の3件中2件には特別用途地区(大規模集客施設制限地区)も設定しており、建築用途の立地規模の上限を設けていることが特徴であった。一方、工業地域からの変更は、当該区域が駅周辺と住宅地周辺であることから、主に都市機能の立地誘導を目的とした変更とみられる。

用途地域見直しでどのような変更を行ったかをみると、用途制限と形態制限を一緒に変更したもの(両変更)が69件(54.8%)と最も多く、形態制限は変更せずに用途制限のみ変更したもの(用変のみ)が43件(34.1%)、用途制限は変更せずに形態制限のみ変更したものが14件(11.1%)となっており、用途制限の変更が112件(88.9%)、形態制限の変更が83件(65.9%)と用途制限を伴う見直しが多く確認できた(10)。用途地域別にみると、多くの種類で「両変更」の割合が高い一方、2住居地域(68.2%)と1住居地域(55.0%)、準工業地域(50.0%)では「用変のみ」の割合が最も高く、用途制限の変更のみの見直し傾向が確認できた。

【用途地域見直しにおける議論と課題内容】

用途地域の見直し済み都市や検討中の都市に用途地域見直しにおける主な議論について伺ったところ(図3)、「既存建築物との関係」に関する内容が最も多く12都市、「用途地域の変更内容と種類について」に関する内容が11都市、「見直し区域の範囲」に関する内容が6都市と続き、また、件数は少ないが見直し済みの都市では「意図しない建築用途の立地」に関する内容が3都市確認できた。これらから、用途地域を変更する場合、既存建築物の有無と量が大きく影響しており、全体的に用途制限や形態制限を強化する方向には動きにくい課題がうかがえ、また全体の制限変更の傾向が主に緩和だったことからその課題が確認できる。一方、単に用途制限を緩和するだけでは、都市機能の立地誘導という本来の目的に的確な対応が難しく、意図しない建築用途の立地について議論になっていることが確認できる。この問題に対応するために、例えば京都市では都誘区域内の一部商業地域の容積率を緩和するとともに高度地区を活用して、事務所又は研究施設とその機能性を高める利便施設を併設した建築物のみ、建築物の高さの最高限度を31mとし、その他は20mとする工夫がみられた。その他、地区計画や特別用途地区等を活用する都市もみられた。制度上には特定の用途のみに用途制限・形態制限を緩和できる特定用途誘導地区や居住環境向上用途誘導地区が用意されているので、今後の活用が期待できる。

次に、用途地域見直しの有無にかかわらず、全体都市に用途地域見直しにおける課題を伺ったところ(図4)、「地域住民等の理解・同意」に関する内容が25都市、「既存不適格建築物の発生への対応」と「他地域とのバランス」に関する内容が8都市ずつみられた。見直し済み・検討中・

表 1.見直し前の用途地域と立地状況

区分	件数 (n=124)	都市数 (n=29)		見直しの立地(n=138)									
		都市機能		居住機能		市街化		調整					
		件	割合	件	割合	件	割合	件	割合				
住居専用系	1低	15	12.1%	8	27.6%	9	60.0%	3	20.0%	3	20.0%	0	0.0%
	2低	1	0.8%	1	3.4%	0	0.0%	1	100%	0	0.0%	0	0.0%
住居系	1中	14	11.3%	8	27.6%	8	57.1%	6	42.9%	1	7.1%	0	0.0%
	2中	4	3.2%	2	6.9%	3	75.0%	2	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
商業系	1住	27	21.8%	16	55.2%	16	59.3%	11	40.7%	3	11.1%	0	0.0%
	2住	6	4.8%	5	17.2%	4	66.7%	3	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
工業系	準工	5	4.0%	3	10.3%	4	80.0%	3	60.0%	1	20.0%	0	0.0%
	近商	4	3.2%	4	13.8%	3	75.0%	1	25.0%	1	25.0%	0	0.0%
その他	商業	3	2.4%	3	10.3%	3	100%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	準工	17	13.7%	10	34.5%	9	52.9%	7	41.2%	2	11.8%	0	0.0%
その他	工業	22	17.7%	11	37.9%	10	45.5%	11	50.0%	4	18.2%	0	0.0%
	工専	1	0.8%	1	3.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	100%	0	0.0%
その他	白地	5	4.0%	3	10.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	100%
	合計	124		29		69	50.0%	48	34.8%	16	11.6%	5	3.6%

「都市数」は、複数の案件を都市ごとに1と数えた数値/「見直しの立地の割合」は、各用途地域の全件数を母数とした割合
 都市機能:都市機能誘導区域、居住機能:居住誘導区域、市街化:市街化区域、調整:市街化調整区域。

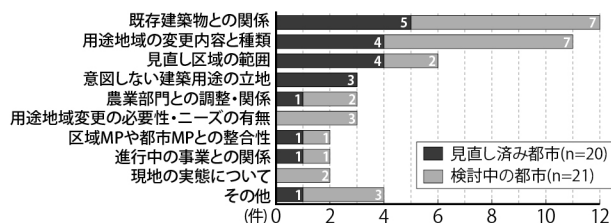


図 3.用途地域見直しにおける主な議論内容(MA)

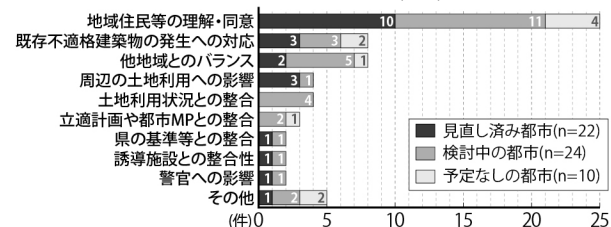


図 4.用途地域見直しにおける主な課題(MA)

予定なしの都市、全ての都市で「地域住民等の理解・同意」を課題として最も多く指摘していることから、利害関係者の理解を得ることが各都市の担当者の現実的な課題となっていることが確認できた。また、他地域とのバランスや周辺の土地利用への影響などの課題から全市的な視点から用途地域見直しを検討する必要性がうかがえた。

【その他の土地利用規制の見直し状況】

アンケート調査から、立適計画策定後に土地利用規制の変化について新規活用済み・見直し済み・検討中に分け、まとめたものが図5である。まず、全体傾向として、全体の約7割（171都市）が土地利用規制の新規活用又は見直しについて「まだ予定はない」と回答しており、全体的に立適計画策定後における土地利用規制の変化はそこまで多くないと言える。何らかの動きがある都市は約3割に留まるが、線引き都市のうち35.7%、非線引き都市のうち22.4%から何等かの動きがみられ、区域区分の有無によっても少し差がみられた。

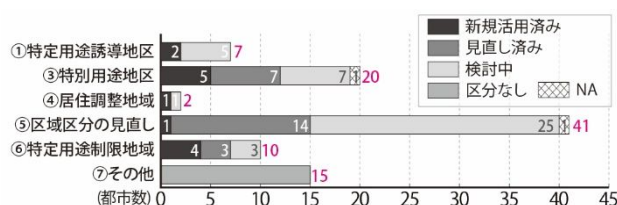


図5.立適計画策定後における土地利用規制の活用・見直し状況

土地利用規制の新規活用・見直し等の内容をみると（図5）、最も多くみられたのが「区域区分の見直し」で41都市からみられ、検討中の都市を除いても最も多かった。次に、「特別用途地区」が20都市、「特定用途制限地域」が10都市からみられた。一方、立適計画制度の創設とともに制度化された「特定用途誘導地区」と「居住調整地域」は、7都市と2都市に留まっており、今後の活用促進のためには、制度活用上の課題等について精査する必要があると考える。

（3）立地適正化計画の改定について

【立地適正化計画の改定状況】

2023年4月1日を基準に立地適正化計画公表から5年が経過した・する自治体、259都市を対象に実施したアンケート調査（209都市回答）から、「すでに改定済み」が71都市、「改定作業中」が88都市と、全体の76.1%から改定の動きを確認できた。その改定の目的としては、都市再生特別措置法の改正による防災指針の義務化への対応を目的とする自治体が118都市（76.6%）と最も多く、次には定期見直し99都市（64.3%）、法改正による居住誘導区域からのレッドゾーンの除外への対応が32都市（20.8%）と続き、改定の多くは、定期見直しにおける法改正への対応といえる。一方、市街地状況の変化に応じた計画見直しは15都市（9.7%）、立地適正化計画策定後に災害発生がありその対応としての計画見直しは5都市（3.2%）からみられ、数は少ないものの、自治体の実態に合わせて計画を見直そうとする動きも確認できた。

【誘導区域及び誘導施設、誘導施策の見直し状況】

改定内容について詳細にみると、まちづくり方針を見直した自治体は16都市（12.9%）、居住誘導区域を変更した自治体は82都市（66.1%）、都市機能誘導区域を変更した自治体は56都市（45.2%）が確認できた。居住誘導区域の変更の内容としては、誘導区域の拡大が30都市（36.6%）、縮小が58都市（70.7%）、都市機能誘導区域の場合は、誘導区域の拡大が30都市（53.6%）、縮小が28都市（50.0%）で確認でき、誘導区域の変更において居住誘導区域は縮小の傾向、都市機能誘導区域は拡大の傾向が明らかになった。また、変更した理由としては、「法改正による対応として居住誘導区域から災害レッドゾーンを除外するため」が31都市（25.0%）、「防災指針作成時の災害リスク分析の結果を踏まえ、誘導区域を見直すため（災害レッドゾーン以外）」が30都市（24.2%）、「新しい開発・事業が進められているため」が25都市（20.2%）であげられた。これは、基本的に法改正による対応として災害レッドゾーンを除外するための消極的な変更が多い一方、災害リスク分析の結果から誘導区域を変更することや、新しい開発・事業の進捗に合わせて積極的に変更する、動きが確認できた。

さらに、誘導施設を見直した自治体が41都市、居住機能の誘導施策（防災関連以外）を見直した自治体が35都市、都市機能の誘導施策を見直した自治体が39都市、計画の評価指標・目標値を見直した自治体が38都市と確認でき、現状に踏まえ、より実効的な計画にするための動きが確認できた。このような見直しは、それぞれ全体の3割程度に留まっているが、改定の時期を活かして、計画の実効性を高める取り組みとして注目できる。

以上の成果から、これからの持続可能なコンパクト化に向けた都市の空間計画の連携・統合について考えると、現状においては、空間計画の連携・統合は消極的であり、具体的な土地利用規制への反映までは至らない、都市機能誘導を中心としたビジョンに留まっている状況といえる。もちろん根拠法の違いはあるが、土地利用規制まで見直しが必要と感じている都市が少ないと思われる。しかし、その中でも、数は少ないものの、都市機能の誘導や居住機能の制限に向けた土地利用規制の活用・見直しを行った都市や、立適計画の内容を都市MPに積極的に反映する都市、両計画を統合する都市も確認できた。これらの先進的な取り組みは、都市の空間計画の連携・統合の取組として今後の動きに注目でき、今後、都市の空間計画間の連携する事例は増えていくと予想される。その動きと実績、効果については継続して調査・研究していく予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 尹莊植	4. 巻 0
2. 論文標題 都市計画マスタープランの見直し実態からみる立地適正化計画との関係に関する研究	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日本建築学会大会（近畿）都市計画部門研究協議会資料	6. 最初と最後の頁 51,54
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Yoon Jangshik	4. 巻 57
2. 論文標題 A Study on Changes of Zoning after Formulation of Location Normalization Plan	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Journal of the City Planning Institute of Japan	6. 最初と最後の頁 1325 ~ 1332
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.11361/journalcpj.57.1325	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 尹莊植	4. 巻 0
2. 論文標題 立地適正化計画策定後における土地利用規制の活用・見直しに関する動向	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本建築学会大会（北海道）都市計画部門研究協議会資料	6. 最初と最後の頁 17-20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 尹莊植
2. 発表標題 自治体における立地適正化計画の認識と関連計画・政策の変化に関する研究-全国アンケート調査から-
3. 学会等名 日本建築学会大会学術講演梗概集（北海道）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 小倉大輝
2. 発表標題 人口動態から見る集約化と公共交通の関係に関する研究 岐阜市の多核的ネットワークを対象として
3. 学会等名 日本建築学会大会学術講演会（関東）
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------